

練馬区障害者リフト付福祉タクシー利用案内

ストレッチャーや車いすのまま乗り降りできるタクシーの費用の一部を区が負担します

利 用 で き る 方

練馬区民で、身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方。ただし、日常外出時に車いす・ストレッチャーを使用している方に限ります。(付添人の同乗は可能です。)

65歳以上の方でも、上記条件にあてはまる方は「練馬区高齢者リフト付福祉タクシー」ではなく、こちらをお使いください。

料 金 に つ い て

メーター料金 + **介助料金等の加算料金** をお支払いください。

- ・加算料金は、事業者ごとに違います。詳しくは、「事業者一覧」をご覧くださいの上、予約の際に「事業者にご確認ください。
- ・予約料金と迎車料金に相当する部分は、区が負担します。
- ・身体障害者手帳または愛の手帳を提示することで、メーター料金が1割引になります。
- ・料金は、練馬区福祉タクシー券で支払うこともできます。

利 用 方 法

「事業者一覧」から事業者を選び、直接、電話等で「練馬区リフト付タクシー事業を利用したい」と事業者利用日の2週間前から前日までに予約してください。

乗車日当日は、身体障害者手帳または愛の手帳を運転手に必ず提示してください。(区に報告するために、お名前・ご住所・手帳の種類を控えさせていただきます。)

ご 注 意 く だ さ い

- ・練馬区に住民登録がない方は、ご利用できません。
- ・身体障害者手帳または愛の手帳の住所が現在の住民登録の住所でない場合は、ご利用できません。
- ・転入、転出等で住民票を移した場合は身体障害者手帳または愛の手帳の住所変更の手続きを行ってください。手続きを行っていない場合は、ご利用できません。
- ・予約料金と迎車料金に相当する部分を区が負担するのは、上記の利用方法で、「事業者一覧」の事業者のタクシーを利用した場合のみです。
- ・予約をキャンセルする場合、キャンセル料金が発生することがあります。詳しくは、「事業者一覧」をご覧くださいか、事業者に確認してください。
- ・この制度を利用できるのは、身体障害者手帳または愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方のみです。それ以外の手帳をお持ちの方は、ご利用できません。
- ・車両の空き状況や交通事情等によっては、対応できないこともあります。詳しくは事業者にご確認ください。

【問い合わせ先】

〒176の方	練馬総合福祉事務所	福祉事務係	5984 - 4612 (直通)
〒177の方	石神井総合福祉事務所	福祉事務係	5393 - 2817 (直通)
〒178の方	大泉総合福祉事務所	福祉事務係	5905 - 5274 (直通)
〒179の方	光が丘総合福祉事務所	福祉事務係	5997 - 7060 (直通)